

裁判長
認 印

調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 29 年 (行ツ) 第 1 9 5 号 平成 29 年 (行ヒ) 第 2 2 5 号
決 定 日	平成 2 9 年 1 0 月 2 4 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 三 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	林 景 一 岡 部 喜 代 子 木 内 道 祥 山 崎 敏 充 郎 戸 倉 三 郎
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	名古屋高等裁判所平成 27 年 (行コ) 第 6 2 号 (平成 29 年 2 月 2 3 日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第 1 主文</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件上告を棄却する。 2 本件を上告審として受理しない。 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。 <p>第 2 理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上告について 民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法 3 1 2 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。 2 上告受理申立てについて 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 3 1 8 条 1 項により受理すべきものとは認められない。 <p style="text-align: center;">平成 29 年 1 0 月 2 4 日 最高裁判所第三小法廷 裁判所書記官 小 西 常 雄 </p>	

当事者目録

上告人兼申立人	特定非営利活動法人情報公開市民センター
同代表者理事	新海 聡
同訴訟代理人弁護士	内河 惠 一 ほか
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽 子
同指定代理人	渡 邊 大 佑

これは正本である。

平成29年10月24日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 小西常雄